

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.61

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

速報！平成25年度の 消費生活相談件数は、 9年ぶりに増加へ

相談件数は5,918件

北海道立消費生活センターに寄せられた平成25年度の消費生活相談の受付件数は5,918件で、前年度比104.2%、238件の増加となりました。前年度比で相談件数が増加したのは平成16年度以来のことです。そのうち役務(サービス)部門が3,353件で前年度比99.2%と微減であるのに対し、商品部門に係る相談が2,391件で前年度比114.7%と増加傾向にあります。

増加する高齢者の被害

契約当事者の属性を年齢構成で見ると、他の年代が減少する中「70歳以上」が、統計をとりはじめてから初めて平成24年度に1位になりました。平成25年度も引き続き「70歳以上」の相談が最も多くなり、全体に占める割

合も増加、高齢者の被害が深刻な状況であることがうかがえます。

消費生活相談の状況を見ると、とくに高齢者の被害の増加が目立っており、消費者被害防止ネットワークの役割がますます重要になってきていることを痛感します。

北海道では、被害未然防止のため、さらに地域ネットワークを拡充すべく、未設置市町村への働きかけに力を入れていきます。皆様のご協力をお願いします。

なお、センターニュース「きらめつく」No.85には相談事例も掲載されていますので参考にしてください。

http://www.do-syouhi-c.jp/centernews/c_news_85.pdf



不審な車が？粗品を配るといふ勧誘訪問

斜里町から未然防止事例の報告がありました。

不審なワンボックス車(関東ナンバー)が町内を徘徊していたので、聞いてみたところ「粗品を配りながら説明している。」との事であった。以前発生していたSF商法などの手口と似ていたため啓発もふくめ住宅を個別訪問し、気を付けるように伝えた。その後に空き地に人を集めようとしていたので、指定時間に空き地で待っていたが、業者は現れなかった。警察にも情報提供しパトロールを実施してもらっているうちに不審な業者はいなくなり、近隣の市町村の窓口にも情報提供を行った。今後も定期的に啓発活動を行っていきたい。



他の市町村においても、このような未然防止活動の事例がありましたら、ネットワーク事務局までご一報ください。

地域ネットワークの活動を紹介します。

今回は釧路市

道内には50カ所に地域ネットワークがあります。皆様どのような活動をしているのでしょうか。このコーナーでは各団体の活動を紹介していきます。

今回は、釧路市消費者被害防止ネットワークの活動を紹介します。

発足は平成17年4月。最初は消費者側を保護する団体が主となっていましたが、平成24年には事業者側の立場からも消費者被害防止について、語りかけてもらうようにと釧路商工会議所も加盟し、現在は17団体で活動しています。

設置目的は、釧路市に所在する関係機関・団体が連携して、消費者に対し、消費生活に関する情報の提供及び消費者教育・啓発活動を推進するとともに、適切な相談活動など通じて悪質商法追放気運の醸成を図り、消費者被害の防止に資することとしています。

現在のおもな活動は2つあり、ひとつは広報誌の発行です。年3回発行し一回の印刷枚数は約7000部で、5500部は連合町内会に配布し回覧板で市民に届けられています。その他は各構成団体への配布、公共施設の資料コーナーにも置いています。



もうひとつの活動は、電柱等に許可なく張られているヤミ金チラシ等の通報を受け付けて、ネットワークから道路管理者に連絡し、はがしてもらう活動を5年ほど行っています。

年一回の定例会議の際には、直接高齢者に接している構成団体からも活発な情報交換が行われ、本年度は5月29日の開催です。



平成26年度消費者教育啓発セミナー受付中



消費者被害の未然防止を図るとともに、地域における消費者問題への意識向上を図ることを目的とした一般消費者や高齢者等を対象としたセミナーを開催いたします。対象者によって3つの事業メニューがありますので、講座内容等を確認し活用してください。

(北海道主催。(一社)北海道消費者協会が受託して実施します。)

◆くらしの安全・安心セミナー

対象者：一般消費者

◆高齢者消費者被害防止セミナー

対象者：老人クラブ・民生委員・ケアマネジャー・ヘルパー等

◆消費者被害防止ネットワーク促進セミナー

対象者：消費者被害防止ネットワーク構成団体等

実施期間：平成26年6月～平成27年2月末日

申込期限が5月30日(金)となっておりますが、実施予定回数の範囲において受け付けを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 011-221-4217 一般社団法人北海道消費者協会教育啓発グループ

申込用紙は北海道消費者協会ホームページから取り出せます。

<http://www.syouhisya.or.jp/>



《北海道警察本部より》



特殊詐欺の被害に遭わないために

全国的に振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加しています。

道民の皆さまにあっても、自分は絶対大丈夫と思わず、

● **すぐに振り込まない**

● **一人で振り込まない**

を心掛け、振り込む前に、まず家族や警察に相談するなど、被害に遭わないよう十分注意してください。

特殊詐欺とは

特殊詐欺は、不特定多数の人に、電話等の通信手段を使って、対面しないで金品をだまし取る詐欺の総称で、具体的には次のとおりです。

特殊詐欺の種類

| | | |
|--------|-------------------------|--|
| 振り込め詐欺 | オレオレ詐欺 | 親族、警察官等の公務員、金融機関等の職員を装って被害者に電話を掛け、トラブル解決の弁済や借金返済の肩代わりなどの名目で、現金を口座に振り込ませたり、指定場所に郵送させたりして、現金をだまし取る詐欺 |
| | 架空請求詐欺 | 不特定多数の人にハガキやメールなどを送りつけ、裁判費用や投資金返還手数料、有料サイトの登録料・退会料など、架空の事実に基づいた支払請求で、現金をだまし取る詐欺 |
| | 融資保証金詐欺 | 実際に融資をしないのに、融資する内容の文書をFAX等で送りつけ、融資を申し込んだ被害者から供託金や手数料などの名目で現金をだまし取る詐欺 |
| | 還付金詐欺 | 税務署や自治体職員などのかたが、医療費や税金の還付などに必要な手続きをATMで行うなどとうそを言って、被害者をATMの前に誘導し、携帯電話でATMの操作を教える振りをしながら犯人の口座に送金をさせて、現金をだまし取る詐欺 |
| | 金融商品などの取引を名目とした詐欺 | 電話で「必ずもうかる。」「あなたしか買えない。」「高値で買い取る。」などうそを言って、未公開株や社債、会員権、外国通貨などの購入を勧め、購入代金などの名目で現金をだまし取る詐欺 |
| | 異性交際あっせんを名目とした詐欺 | 雑誌やメールなどで「恋人紹介」などと表示して顧客を募集し、これに申し込んだ被害者から紹介料や保証料などの名目で現金をだまし取る詐欺 |
| | ギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺 | 雑誌やメールなどで「パチンコ必勝法」「競馬必勝法」を販売するなど表示して顧客を募集し、購入を申し込んだ被害者から情報提供料などの名目で現金をだまし取る詐欺 |

「レターパック、ゆうパック、宅配で現金を送って。」は詐欺です！

おかしいと思ったら警察相談専用電話番号 #9110

見守り 新鮮情報

第189号

検索サイトを見ていたときに、画面の右側にピカピカと光る**警告**のようなものが**表示**された。そこには、「パソコンに**エラー**があるので、**無料ソフト**を**ダウンロード**するように」と記されていたのでダウンロードすると、

次に「**修復**には**有料で登録**する必要がある」という画面が出た。すぐに画面を閉じたが、パソコンを**立ち上げるたびに警告画面**が表示される。

(60歳代 男性)



突然の 警告表示は セキュリティソフトの広告 かもしれません

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- パソコン操作中に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限らず、消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。信頼できる表示かどうかわからない場合には、クリックしないようにしましょう。
- 広告等の警告表示が出る原因の一つとして、パソコンのOS(基本ソフト)やアプリケーションが最新の状態でない場合に、ウェブサイトを開覧した際などに、意図せず警告を表示させるプログラムなどが埋め込まれることが考えられます。常に最新の状態に保ちましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。